14　平成二十七年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、下水道事業について、地方公営企業法の適用に要する経費として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

15　平成二十九年度から平成三十二年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づき、策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

16　平成三十年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号、第四号、第五号及び第六号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

15　平成二十七年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、下水道事業について、地方公営企業法の適用に要する経費として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

16　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づき、策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

17　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第四十九号の額は、同号各号の規定により算定した額に、平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の区分の欄に規定する診療所（平成二十九年度において第三条第一項第三号イの表第四十九号第一号の表第一号から第三号までの上欄に規定する診療所を除く。）であつて市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の額の欄に規定する額に〇・三を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した数を乗じて得た額（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額とし、各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額は、逓減させた額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額を加えた額とする。

18　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号、第四号、第五号及び第六号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）